

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第79号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項前段中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)